

令和5年12月22日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

日帰り・宿泊温泉施設の適正配置の取組について 1～3

所管委員会	総務常任委員会
提出課	資産活用課

日帰り・宿泊温浴施設の適正配置の取組について

1 施設の現状

- ・ 当該カテゴリーの施設は、合併前の各市町村において、主に地域振興を目的に国県等の補助金を活用し建設されたもの
- ・ 現在供用中の施設は9施設、うち、現状維持施設が2施設（くすみ家族園、うみてらす名立）、温浴機能廃止後の施設の活用方法について地元と協議中の施設が1施設（ろばた館）、引き続き協議となっている施設が6施設となっている。

【引き続き協議となっている6施設の状況】

No.	施設名	利用者数(人)		R4 公費 投入額 (千円)	施設設置年	
		当初	R4			※法定 耐用年数
1	大潟健康スポーツプラザ 鶴の浜人魚館	168,662	77,493	77,500	H9	R10
2	吉川ゆったりの郷	158,028	110,674	27,336	H9	R10
3	くわどり湯ったり村	121,396	28,646	50,338	H11	R28
4	牧湯の里深山荘	50,328	11,111	24,848	S61	R15
5	柿崎マリンホテルハマナス	23,667	12,071	41,467	H6	R23
6	板倉保養センター（やすらぎ荘）	73,834	32,500	16,960	H8	R11
計		747,598	272,495	238,449		

※ 法定耐用年数 …… 国税庁が定める法定耐用年数に到達する年度

2 第4次上越市公の施設の適正配置計画（令和3年2月策定）に基づく取組

(1) 6施設の取組方向

地域振興において、これまで重要な役割を担ってきたことから、地域の実情を踏まえ、地域住民等と協議し方向性を検討していくこととしている。

(2) これまでの取組

ア 施設の現状の地域への報告（令和2年度から）

毎年度、指定管理者である「第三セクター等」の経営状況とあわせ、施設の利用状況や収支状況について、施設が所在する地域協議会等へ説明し、意見交換を実施

イ サウンディング型市場調査の実施（令和4年度）

時期	内容
令和4年 7月～8月	施設機能の継続に向け、民間活力の活用を検討することとし、各施設のサウンディング型市場調査の実施について、地域協議会へ説明し、意見交換
令和4年 9月～12月	サウンディング型市場調査を実施 「民営化（施設の譲渡・貸付け）による施設の利活用の提案」や「現状の公設民営による運営を前提とした施設の利用促進等に係る提案」について、対話を実施し、一部施設で民間事業者の需要を確認
令和5年3月	各施設のサウンディング型市場調査の結果について、地域協議会へ説明

ウ 第三セクター等評価委員会（外部有識者）における取組（令和5年度）

- ・ 第1回第三セクター等評価委員会（5月26日）
施設利用者数の推移を始めとする「施設の利用状況」について説明
- ・ 6施設の視察（9月21日、22日）
施設の利用状況について視察するとともに、現管理者に客層等をヒアリング
- ・ 第2回第三セクター等評価委員会（11月2日）
本取組について説明し、アドバイスを受ける。

3 今後の取組

(1) 基本方針

- ア 施設の管理は民間活力の活用を基本とし、施設の機能継続や更なる利活用に向け、施設の譲渡・貸付けによる民営化や指定管理者への民間参入を検討する。
- イ 民営化できない施設については、公の施設としての必要性を地域住民等と時間をかけ協議し、方向性を検討する。
- ウ 施設建設から相当程度の年数が経過し、老朽化も進んでいることを踏まえ、施設の建替えや大規模なリニューアルは行わない。

(2) 機能継続に向けた民間活力の活用

ア プロポーザルの実施（令和6年4月以降）

- ・ 温浴施設の機能継続に向け、民間の自由な発想の下、行政の管理に縛られない幅広い施設の活用方法について提案を受ける。
- ・ 民間事業者から良い提案があり、機能継続が見込まれる場合は、施設の譲渡貸付けによる民営化を検討する。
- ・ なお、機能継続に必要な財政支援についても検討する。

【プロポーザルになじまない施設】

施設名	理由
大潟健康スポーツプラザ 鵜の浜人魚館	上越体操場の機能と鵜の浜温泉街の魅力を相乗的に高める可能性を持つため
吉川ゆったりの郷	行政が設置（運営）する「道の駅」の主要施設の一つであるため

イ 指定管理者の公募（令和6年9月以降）

- ・ プロポーザルになじまない施設を含め、民営化できなかった施設については、令和7年4月の指定管理者の更新に際し、指定管理者を公募により選定する。

※ プロポーザルや指定管理の公募に当たっては、第三セクター等を含め現在の指定管理者の事業譲渡・従業員への雇用継続を条件とする。

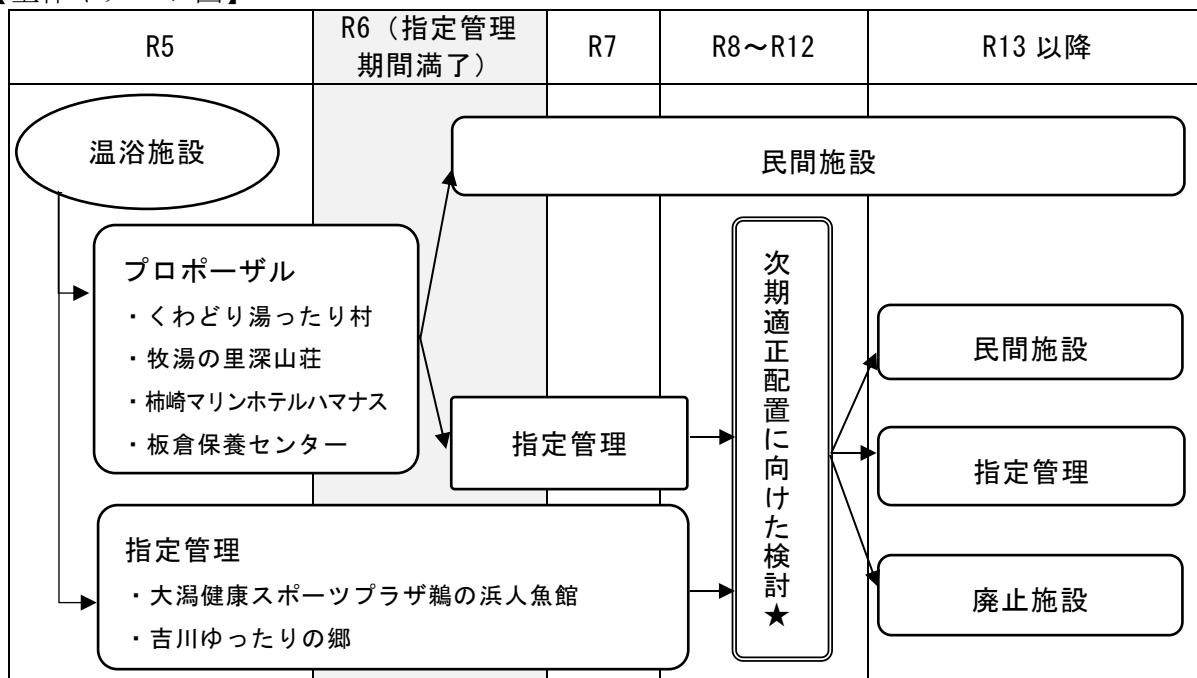
(3) 公の施設としての方向性の検討（令和8年度から12年度）

- ・ 次期上越市公の施設の適正配置計画（令和13年度からの10年間）の検討に当たり、スポーツ施設や集会施設とあわせ、民営化できなかった日帰り・宿泊温浴施設について、公の施設としての方向性を地域住民等と時間をかけて協議し、方向性を決定する。

【参考：本取組に関する第三セクター等評価委員会の見解】

- ・ 長い期間での取組になる点が若干気になるが、方向性については妥当と考える。
- ・ 事業承継・引継ぎ支援センター（国が設置する公的相談窓口）の経験から、海沿いの施設については、長野県など海なし県の事業者にとって、非常に価値があるものだと感じている。
- ・ 資産を譲渡し、民営化することにより、条例等に縛られることなく、民間事業者が自由な発想で運営できると考えられる。

【全体イメージ図】



※ 基本的に上記のイメージ図のとおり取組を進めていくが、老朽化等により施設の機能維持が困難になった場合や地域社会の状況変化によって施設の必要性が著しく低下した場合は、その時点で地域と協議し、施設の方向性を決定する。

★【補足：次期適正配置に向けた検討の内容】

- ・ 第4次上越市公の施設の適正配置計画に記載している下記の考え方にに基づき検討を進めるもの

- ・ 施設の適正配置の検討に当たっては、施設の用途や機能、利用圏域（施設の利用者の居住地域）等を踏まえ、該当するカテゴリーの各施設を「広域拠点施設」、「市域拠点施設」、「地域圏拠点施設」、「生活圏拠点施設」、「コミュニティ圏拠点施設」に区分し、それぞれの区分において、各カテゴリーにおける施設の配置バランスを検討する。
- ・ 「地域圏拠点施設」及び「生活圏拠点施設」については、地域のまとまりや居住状況のほか、カテゴリーごとの施設の配置状況等を踏まえ地域区分を設定する。

